

日光市立国民健康保険栗山診療所の医師の居住に関する意見書

国民健康保険栗山診療所は、容易に医療機関を利用できない栗山地域において、住民が身近な場所で安心して医療を受けられるよう設置しているもので、勤務する医師は、県の自治医科大学卒業医師の派遣制度を利用し、継続的な派遣を受けている。

当診療所の医師は、平成18年3月の市町村合併前は栗山地域に居住し、夜間や緊急時なども対応されていた。しかし、現在は栗山地域に居住しておらず、夜間の医師不在は住民に不安をもたらしている。

また、当診療所の休診日は、木曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始であり、大型連休等の長期の休みの間は地区内に医師が不在となるため、車で50分程度を要する今市地域の医療機関へ搬送するか、場所によっては現場への到着までに1時間程度、そこから医療機関への到着までに1時間程度を要する救急車を呼ぶしかない現状がある。

日光市においては、地域医療連携推進法人が組織され、地域の実情に応じた診療体制を確立できるような取組が進められているが、少子・高齢化が急速に進む栗山地域において、夜間等の医師不在の問題は人口減少を加速させる懸念がある。

へき地診療所への医師派遣については、日光市から県に要望を行っていること、また派遣が厳しいことも承知しているが、栗山地域住民の不安を払拭し、生活に則した医療体制を構築するため、次の事を強く求める。

1. 栗山診療所に派遣される医師が栗山地域に居住するような条件や環境の整備に対する支援の強化

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

栃木県日光市議会

栃木県知事 あて